

# 「環境教育等に係る体験の機会の場」の認定制度がはじまりました

## ～申請の手引き～

### 制度の概要

平成23年6月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「法」という。）に改正されました。

平成24年10月にこの法律が全面施行されたことにより、法第20条に定める「体験の機会の場」の認定制度が始まりました。

この制度は、土地又は建物の所有者等が、その土地等を自然体験活動の場として提供する場合に、国で定めた一定の要件に適合していることを市長が認定するものです。

認定の申請は、認定を受けようとする土地等が仙台市内に所在する場合に、市長あてに申請することができます。

#### 「体験の機会の場」とは

豊かな自然環境において生物と触れ合う機会を設ける自然体験活動や、資源リサイクルや省エネルギー・自然エネルギーなどの環境保全に係る事業者の取組の体験活動等で、下記の考え方を取り入れたものがあげられます。

- ・自然環境や事業活動を題材として、自ら考え、実際に行動をし、学習する機会を提供するものであること。
- ・参加者同士又は解説員との双方向コミュニケーションを通じて、環境保全に関する気づきを促すものであること。
- ・参加者同士又は実施者と協働するプロセスを含むものであること。

### 認定を受けるには

#### （１）対象者

認定を受けようとする土地又は建物の所有者又は使用収益権を有する個人、民間団体等

※認定申請を考えている方は、対象者の要件を満たしているか事前にお問合せ下さい。

#### （２）認定基準

認定を受けるには、次に掲げる基準のすべてに適合していることが必要です。

- 1 （政府の定める）基本方針に照らして適切なものであること。※1
- 2 環境保全活動やその意欲の増進、環境教育並びに協働取組の推進に関する）行動計画を作成している都道府県にあっては、当該行動計画に照らして適切なものであること。
- 3 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が主務省令で定める基準（※2）に適合するものであること。
- 4 当該土地又は建物が主務省令で定める基準（※3）に適合するものであること。

※1「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」 URL [https://edu.env.go.jp/files/basic-policy\\_20180626.pdf](https://edu.env.go.jp/files/basic-policy_20180626.pdf)

※2主務省令で定める基準（「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則」第8条）

- 1 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。
- 2 適切な計画が定められていること。
- 3 認定の申請に係る体験の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。
- 4 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 5 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。
- 6 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に三年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。
- 7 認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。

※3土地又は建物の基準

認定の申請に係る土地または建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。

### (3) 欠格要件

次に該当する場合は、認定の申請をすることができません。

- 1 過去に認定の取り消しを受け、その取消しの日から二年を経過していない場合
- 2 法人その他の団体であって、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうちに上記1に該当する方がいる場合

### 認定申請にかかる提出書類

認定申請にあたっては、「体験の機会の場の認定申請書（様式1）」とともに、表1にあげる書類を添付して持参により提出してください。あわせて、チェックリストに必要な事項を記入し、添付してください。（ここでは「認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業」は「当該事業」とします。）

<表1：認定申請書への添付資料>

No.	添付書類	内容
1	住民票の写し【申請者が個人の場合】 ※発行日が申請日前6ヶ月以内のもの	住民票の写しは発行日が申請日前6ヶ月以内のもの
2	定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの【申請者が法人その他の団体である場合】 ※登記事項証明書は発行日が申請日前6ヶ月以内のもの	●株式会社、社団法人、NPO法人等定款がある場合 …定款及び登記事項証明書 ●財団法人の場合 …寄付行為及び登記事項証明書 ●法人格を持たない任意の団体 …以下の項目を含む団体に関する基本的な事項が記載されているもの ・団体名 ・団体の連絡先（電話番号、住所等） ・代表者の氏名及び住所等 ・団体の目的 ・団体が実施している事業や活動等の概要 ・役員がいる場合は、役員に関する事項 ・当該書類の策定日、改訂日等

3	申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面	●法第20条第4項各号の規定に該当しないことの説明書（参考様式1）
4	直近の3事業年度の各事業年度における当該事業の実績を記載した書類	●事業の実績を記載した書類の例（参考様式2） 下記の事項を含む書類 ・直近の3事業年度に実施した事業の内容 ・参加者数 ・事業の対象者、事業を行った場所 ・プログラムの内容、所要時間、指導者名
5	申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書	●事業計画書（参考様式3） 下記の事項を含む書類 ・参加定員数、参加費用 ・年間計画表 ・体験活動のプログラムの内容、所要時間、指導者名 ●収支予算書（参考様式4） 申請に係る事業の収支予算とし、下記の事項を含む書類 ・収入の見込み（参加費等による収入、助成金等） ・支出の見込み（講師謝金、場所代、人件費、庶務経費等）
6	当該事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置(当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。)について記載した書類	●参加者及び実施者の安全の確保を図る措置 } (参考様式5) ●土地・建物の管理状況 } ●事故発生時に備えて加入している施設賠償責任保険やレクリエーション保険等への加入状況がわかる証書等の写し
7	当該事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類	●従事者に関する事項（参考様式6） 次に掲げる事項を含む書類 ・体験の機会の場合で行う事業に従事する者の氏名・役割 ・知識及び経験に関する説明 ・体験の機会の場合で行う事業が、施行規則8条第1項第6号の「指導の下に適切におこなわれるもの」に該当する場合は、その指導方法に関する説明
8	当該事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類	●事業計画書内に記載
9	認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの。	●当該地の土地公図 ●当該地及び建物の登記事項証明書（公図、登記事項証明書はいずれも申請日前6ヶ月以内に法務局で発行されたもの） ●申請者が当該地や建物の所有権を有していない場合 …その土地や建物を使用する権利を有することを証明する書類の写し
10	認定の申請にかかる体験の機会の場合において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書	●同意書（参考様式7） ※申請者が、認定を受けようという場において環境教育等の事業を実施しておらず、土地及び建物の所有者である場合にのみ必要です。

11	<p>その他参考となるべき資料</p> <p>写真、パンフレット、チラシ等申請者や当該事業の状況がわかる資料</p>	<p>●遵守すべき事項について誓約する書類（参考様式8）</p> <p>※認定を受けた場合は、「仙台市環境保全の意欲の増進に係る体験の場の認定実施要綱」第7条に規定する事項を遵守していただく必要があります。</p> <p>●その他審査のために必要な書類</p>
----	--	--

### 審査方法について

認定は申請書及び添付書類による書類審査及び必要に応じて現地調査を市が実施し、申請者へその結果を通知します。

### 認定の有効期間について

原則として5年とし、申請者へ通知します。

### 認定を受けた内容に変更があるとき

認定を受けた体験の機会の場について、認定申請書に記載した事項等を変更する場合は、原則として変更のあった日から30日以内に、「認定体験の場変更届出書（様式4）」及びチェックリストを必ず仙台市環境共生課に直接持参してください。

### 認定を受けた事業の提供を行わなくなったとき

認定を受けた体験の機会の場において行われる事業をやめるときは、原則として提供を行わなくなった日から30日以内に、「認定体験の場廃止届出書（様式6）」を必ず提出してください。

**※認定の内容に変更があった場合及び廃止の届出を行わない場合、認定が取り消されますので、必ず届出をして下さい。**

### 認定の有効期間を更新したいとき

認定を受けた団体が、有効期間の更新を受けようとする場合には、有効期間満了日の60日前までに、「認定体験の場更新申請書（様式7）」及びチェックリストを仙台市環境共生課まで持参により提出してください。

なお、更新に当たっては更新の審査をしますので、申請書提出の際は事前に認定時に提出した資料について、直近の状況がわかる資料を持参・説明をお願い致します。特に確認が必要な資料については、後日提出を求める場合があります。

書類審査及び必要に応じて現地調査を行ったあと、申請者へ結果を通知します。

### 状況報告について

(1) 認定を受けた団体等は、原則としてその定款等に定める団体等の事業年度終了後3ヶ月以内に、前年度における認定にかかる体験の機会の場で行う事業の実施状況及びその事業に係る収支決算について「認定体験の機会の場における事業実績報告（様式10）」により市に報告してください。

**なお、この報告をしない場合は認定が取り消されます。**

(2) 認定を受けた体験の機会の場の提供において、事業の参加者及び実施者に事故等が生じた場合は、速やかに電話等で市に報告してください。また、事故発生から30日以内に「事故発生報告書（様式11）」を提出してください。

(3) 市から要求があったときは、当該認定体験の機会の場の提供の適正な実施を確保する為に、報告若しくは資料の提出をお願いします。(必要に応じて、認定体験の機会の場及び認定を受けた民間団体等の事業所に対し立入調査を行うことがあります)

### 周知等について

市は、認定をしたとき及び変更・廃止・取消し等があったときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、当該事業について周知します。

また、認定を受けた団体等は、当該土地又は建物が法に基づく認定を受けている体験の機会の場である旨の表示が出来ます。

### 認定の取り消しについて

(1) 認定体験の機会の場で行う事業の内容等について、次のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことがあります。

- i) 認定体験の機会の場で行う事業の内容等が、法で定める認定要件に適合しなくなったとき。
- ii) 認定体験の機会の場で行う事業の内容等を変更したとき又はその提供を行わなくなったときにその届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- iii) 認定体験の機会の場で行う事業の内容等について報告又は資料の提出を市から求められて、報告もしくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき。
- iv) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。

(2) 遵守事項に掲げる安全確保に関する誓約が遵守されない場合は、認定要件の適合性を審査し、取消し事由に該当する場合は認定を取り消すことがあります。

(3) 遵守事項に掲げる調査に応じない場合で、認定要件の適合性が確認できないときは、認定を取り消すことがあります。

### 過料について

以下に該当すると、10万円以下の過料に処されます。

- (1) 変更の届出及び廃止の届出をせず又は虚偽の届出をした者。
- (2) 認定体験の機会の場でないにも関わらず、認定体験の機会の場と誤認されるような表示をした者。
- (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けた者。
- (4) 認定を受けた後、市長に求められた報告若しくは資料の提出をせず、または虚偽の報告もしくは資料の提出をした者。

### 申請書類提出先

※申請等は必ず持参により行ってください。

申請書類等の提出先、申請等手続きに関する問合せ先は次のとおりです。

〒980-8671 仙台市青葉区二日町6番12号 MSビル二日町5階

仙台市環境局環境共生課

電話：022-214-0007 (直通)

(認定を受けようとする土地等が仙台市と隣の市町村にまたがる場合は、窓口は宮城県庁です。)

## 要綱・様式等

「様式」と記載しているものは、必ずこちらの様式を使用してください。  
「参考様式」については、当該記載例を参考に申請者が任意で作成してください。

- ・【要綱】 仙台市環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場の認定実施要綱

<申請に係る書類>

- ・【様式1】 体験の機会の場認定申請書
- ・【様式4】 認定体験の機会の場変更届出書
- ・【様式5】 認定体験の機会の場廃止届出書
- ・【様式6】 認定体験の機会の場更新申請書
- ・【様式9】 認定体験の機会の場における事業実績報告について
- ・【参考様式1～8】

## 環境教育等促進法による「体験の場認定」申請者チェック表

（申請前に、下記チェック内容を確認してください。）

申請者			
体験の機会の場の名称			
住所			
担当者名			
電話		F A X	
e-mail			

（ここに記載されている個人情報は、登録の前後において、体験の機会の場の認定事業にかかる事務に関する連絡を行う際に利用するものです。）

施行規則	No.	チェック項目	チェック欄	
			申請者	受付担当
<b>申請書への記載及び添付書類</b>				
9条 1項	1	※の欄（整理番号欄）へ記入していないか。		
	2	A 4 用紙を使用しているか。		
	3	その他必要事項が記入されているか。		
9条 2項 1号	4	申請者が個人の場合		
		住民票の写し（発行日から6ヶ月以内のもの。）		
9条 2項 2号	5	法人その他の団体の場合		
		（株式会社、社団法人、NPO法人等）→ 定款及び登記事項証明書 （登記事項証明書は、発行日から6ヶ月以内のもの。）		
		（財団法人等）→ 寄付行為及び履歴事項証明書 （履歴事項証明書は、発行日から6ヶ月以内のもの。）		
9条 2項 3号	6	（その他団体）→ 団体規約等 （団体名、団体の連絡先、代表者の氏名及び住所等、団体の目的、実施している事業、活動の内容、役員に関する事項等について記載されたもの。）		
		（その他団体）→ 団体規約等 （団体名、団体の連絡先、代表者の氏名及び住所等、団体の目的、実施している事業、活動の内容、役員に関する事項等について記載されたもの。）		
<b>法第20条第4号各号の規定に該当しないことを説明した書面（別紙1関係）</b>				
9条 2項 3号	8	別紙1と同様の内容が記載されているか。		
	9	本人又は団体の代表者の署名又は捺印がされているか。		
<b>直近の3事業年度の事業実績を記載した書類（別紙2関係）</b>				
9条 2項 4号	10	3事業年度分の記載があるか。		
	11	事業の内容が記載されているか。		
	12	事業の参加者数が記載されているか。		
	13	事業の対象者が記載されているか。		
	14	事業が行われた場所が記載されているか。		
	15	体験活動の内容が記載されているか。		
	16	体験活動ごとの所要時間と指導者名が記載されているか。		

事業計画書（別紙3関係）			
9条 2項 5号	17	申請の日の属する事業年度及び翌事業年度のものがあるか。	
	18	年間の事業計画表が記載されているか。	
	19	体験活動の内容が記載されているか。	
6号	20	体験活動ごとの所要時間と指導者名が記入されているか。	
8号	21	施行規則第9条第2項第6号の規定の内容について記載されているか。	
収支予算書（別紙4関係）			
	22	申請の日の属する事業年度及び翌事業年度のものがあるか。	
	23	収入の項目及び額、支出の項目及び額が記載されているか。	
	24	（収入） > （支出） の場合の余剰金の使途について記載されているか。	
知識及び経験について説明した書面（別紙5関係）			
9条 2項 7号	25	体験の機会の場合で行う事業に従事する者の氏名、役割、知識及び経験に関する説明が記載されているか。	
登記事項証明書			
9条 2項 9号	26	発行日から6ヶ月以内のもの。 当該土地若しくは建物の所有者でない場合は、当該土地若しくは建物に係る賃貸借契約書など、所有者との契約関係を証明する書類の写し。	
事業実施者の同意書（別紙6関係）			
9条 2項 10号		体験の機会の場合で事業を実施していない土地又は建物の所有者の場合	
	27	別紙6と同様の内容が記載されているか。	
	28	事業実施者の署名及び捺印がされているか。	

○認定基準等適合 自己チェック表（申請者用）

法律 施行規則	登 録 基 準	チェック欄
法第20条1項1号	基本方針（※）に照らして適切なものであること。	
規則第8条1項1号	環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。	
同 2号	適切な計画が定められていること。	
同 3号	認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。	
同 4号	特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。	
同 5号	利益の分配その他の利益を主たる目的とするものでないこと。	
同 6号	認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業に三年以上従事した経験を有するもの若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。	
規則第8条2項	認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。	



# 仙台市環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場の認定実施要綱

(平成25年3月28日環境局長決裁)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号。以下「法」という。)第20条第1項に規定する環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場(以下「体験の機会の場」という。)の認定について、法及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則(平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (認定の申請)

- 第2条 法第20条第1項の認定の申請をしようとする者は、体験の機会の場認定申請書(様式1)に、施行規則第9条第2項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 施行規則第9条第2項第十一号の規定によるその他参考となるべき事項を記載した書類は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 施行規則第9条第2項第六号及び第十一号の規定による措置に係る、事故発生時に備えて加入している施設賠償責任保険やレクリエーション保険等への加入状況がわかる証書等の写し
  - (2) 第7条各号に規定する事項の遵守を誓約する書類
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、法第20条第1項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件(以下「要件」という。)に照らし、書類等の審査を行うとともに、認定に必要な限度において、体験の機会の場に関連する施設等の調査を、その職員にさせることができる。

## (認定の通知等)

- 第3条 法第20条第6項の通知は、体験の機会の場認定通知書(様式第2号)により行うものとする。
- 2 法第20条第7項の通知は、体験の機会の場不認定通知書(様式第3号)により行うものとする。

## (認定の有効期間)

第4条 法第20条の2の認定の有効期間は、原則として、当該認定の日から起算して5年とする。ただし、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間(以下「提供期間」という。)の終期が、当該認定の日から起算して5年を経過した日より前に到来する場合の有効期間は、当該認定の日から提供期間の終期までとする。

## (変更の届出等)

- 第5条 体験の機会の場の認定を受けた民間団体等(以下「認定民間団体等」という。)は、法第20条第8項の規定による事由が発生した場合、同条第三号に掲げる事項に変更のあった日及び体験の機会の場の提供を行わなくなった日から起算して原則として30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 前項のうち、変更にかかる届出にあたっては、認定体験の機会の場変更届出書(様式第4号)により、施行規則第9条第2項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添えて行うものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により届出された事項が要件に適合すると認める場合は、（様式第5号）により通知を行うものとする。
- 4 第1項のうち、認定体験の機会の場の提供を行わなくなった場合の届出にあたっては認定体験の機会の場廃止届出書（様式6号）により行うものとする。

（更新の申請）

- 第6条 法第20条の2第2項の有効期間の更新を受けようとする者は、原則として有効期間の満了日の60日前までに認定体験の機会の場更新申請書（様式第7号）に、施行規則第9条第2項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、第2条第3項の規定を準用して審査を行ったうえ、有効期間の更新を適当と認める場合は体験の機会の場認定更新決定通知書（様式第8号）により、また不適当と認める場合は体験の機会の場認定不更新決定通知書（様式第9号）により、それぞれ通知するものとする。
  - 3 第1項に掲げる更新の際の有効期間は、第4条の規定を準用する。

（遵守事項）

- 第7条 体験の機会の場の認定を受けた民間団体等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 1 認定を受けた体験の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置を十分に講じること。
  - 2 認定体験の場の提供において生じた事故や問題（以下「事故等」という。）には自ら適切に対処すること。
  - 3 第9条の規定による報告若しくは資料の提出、又は調査を求められたときは、これに協力すること。
  - 4 宮城県暴力団排除条例を遵守すること。

（認定体験の機会の場にかかる周知等）

- 第8条 市長は、第5条第1項の届出について、変更の届出について受理した内容が要件に適合すると認めるとき、並びに認定体験の機会の場の提供を行わなくなった場合の届出を受理したときは、法第20条の3第1項の規定を準用する。

（運営状況の報告）

- 第9条 法第20条の4第1項の規定による報告は、毎年、認定民間団体等の事業年度（以下「年度」という。）毎に認定に係る体験の機会の場で行う事業（以下「事業」という。）の実施の状況について、原則として年度終了の日から起算して3ヶ月以内に、認定体験の機会の場実績報告書（様式第10号）を市長に提出して行うものとする。
- 2 前項の報告は、前年度における事業が年度を超えて行われる場合等年度ごとの実施の状況および収支決算の報告が困難であるときは、市長が定める期間における実施の状況及び収支決算とする。
  - 3 市長は、認定民間団体等に対し、認定体験の機会の場の提供において事業の参加者及び実施者に事故等が生じた場合は、原則として事故等の発生から起算して30日以内に、事故発生報告書（様式第11号）による報告を求めるものとする。

(認定の取消し)

第10条 法第20条の6第2項の規定による通知は、体験の機会の場合認定取消通知書(様式第12号)により行うものとする。

2 市長は第7条第1項及び第2項に掲げる事項が遵守されず、要件のうち施行規則第8条第1項第1号、同条第2項に掲げる要件に適合していることが確認できないときは、法第20条の6の規定により認定を取り消すことができる。

3 市長は、第7条第3号に規定する事項のうち調査に係る事項が遵守されず、要件に適合していることが確認できないときは、法第20条第6号の規定により認定を取り消すことができる。

4 市長は、認定を取り消したときは、法第20条の3第1項の規定を準用する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、体験の機会の場合の認定について必要な事項は、環境局環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則(平成31年3月26日改正)

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則(令和元年6月27日改正)

この改正は、令和元年7月1日から実施する。

## 体験の機会の場認定申請書

※整理番号

年 月 日

仙 台 市 長 殿

氏名

印

申請者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条第 3 項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会の場の名称及び 所在地	(名称)  (所在地)
体験の機会の場で行う環境 保全の意欲の増進に関する 事業の内容	
体験の機会の場で行う環境 保全の意欲の増進に関する 事業の対象となる者の範囲	
認定の申請に係る事業のた めに体験の機会の場を提供 する期間	年 月 日から 月 日まで

### 備考

- ※の欄には、記載しないこと。
- 申請者が法人その他の団体にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 「体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲」については、特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものでない旨を説明すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

## 体験の機会場の認定通知書

仙台市（ ）指令第 号

様

年 月 日付で申請のありました標記の申請について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 20 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、下記のとおり認定しましたので通知します。

年 月 日

仙台市長

印

1 申請者氏名又は 名称及び住所 (法人その他の団体の 場合は代表者氏名)	
2 体験の機会場の 名称及び所在地	
3 体験の機会場の で行う環境保全の意 欲の増進に関する事 業の内容	
4 有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

### <留意事項>

- (1) 認定に係る体験の機会場で行う事業について、実施団体等の年度終了ごとに当該年度の実施状況及び当該事業に係る収支決算の報告を、認定体験の機会場実績報告書（様式第 10 号）により行うこと。（団体等の事業年度終了後 3 ヶ月以内。）
- (2) 上記認定内容を変更したとき、または体験の機会場の提供を行わなくなったときは、変更及び提供を行わなくなった日から起算して 30 日以内に仙台市長あてにその旨を申し出ること。

## 体験の機会場の場不認定通知書

仙台市（ ）指令第 号

様

年 月 日付で申請のありました標記の申請について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第20条第1項及び同条第2項の規定に基づき、下記の理由により交付できませんので通知します。

なお、この決定に不服のある場合は、行政不服審査法第6条に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、仙台市長に対して異議申立てを行うことができます。

年 月 日

仙台市長

印

### 記

1 対象となる体験の機会場の名称、事業内容

2 不認定の理由

## 認定体験の機会の場合変更届出書

※整理番号

年 月 日

仙 台 市 長 殿

氏名

印

申請者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条第 3 項に掲げる事項を変更したので、同上第 8 項の規定により、次のとおり届け出ます。

体験の機会の名		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の年月日		
変更の理由		

### 備考

- 届出者が法人その他の団体にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 「体験の機会の名」には、変更前の名称を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第5号

## 体験の機会場の認定（変更）通知書

仙台市（ ）指令第 号

様

年 月 日付で変更申請のありました標記の申請について、仙台市環境保全の意欲に係る体験の機会場の認定実施要綱第5条第3項により通知します。

年 月 日

仙台市長 印

1 申請者氏名又は 名称及び住所 (法人その他の団体の 場合は代表者氏名)	
2 体験の機会場の 名称及び所在地	
3 体験の機会場の で行う環境保全の意 欲の増進に関する事 業の内容	



## 認定体験の機会場の廃止届出書

※整理番号

年 月 日

仙 台 市 長 殿

氏名

印

申請者

住所

認定体験の機会場を廃止したので、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

体験の機会場の名称	
廃止の年月日	年 月 日
廃止の理由	

### 備考

- 届出者が法人その他の団体にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 認定体験の機会の場合更新申請書

※整理番号

年 月 日

仙 台 市 長 殿

氏名

印

申請者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の2第2項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会の名義及び所在地	(名称)  (所在地)
体験の機会で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	
体験の機会で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲	
認定の申請に係る事業のために体験の機会を提供する期間	年 月 日から 月 日まで   

### 備考

- 1 申請者が法人その他の団体にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

## 体験の機会の場合認定更新決定通知書

仙台市（ ）指令第 号

様

年 月 日付で申請のありました標記の申請について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 20 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、下記のとおり有効期間の更新を決定しましたので通知します。

年 月 日

仙台市長

印

1 申請者氏名又は 名称及び住所 (法人その他の団体 の場合は代表者氏名)	
2 体験の機会の場合 の名称及び所在地	
3 体験の機会の場合 で行う環境保全の意 欲の増進に関する事 業の内容	
4 有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

### <留意事項>

- (1) 認定に係る体験の機会の場合で行う事業について、実施団体等の年度終了ごとに当該年度の実施状況及び当該事業に係る収支決算の報告を、認定体験の機会の場合実績報告書（様式第 10 号）により行うこと。（実施団体等の事業年度終了後 3 ヶ月以内。）
- (2) 上記認定内容を変更したとき、または体験の機会の場合の提供を行わなくなったときは、変更及び提供を行わなくなった日から起算して 30 日以内に仙台市長あてにその旨を申し出ること。

## 体験の機会の場合更新不決定通知書

仙台市（ ）指令第 号

様

年 月 日付で申請のありました標記の申請について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第20条第1項及び同条第2項の規定に基づき、下記の理由により有効期間の更新を認定できませんので通知します。

なお、この決定に不服のある場合は、行政不服審査法第6条に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、仙台市長に対して異議申立てを行うことができます。

年 月 日

仙台市長

印

記

1 対象となる体験の機会の場合の名称、事業内容

2 不認定の理由

様式第10号

仙台市長 殿

住 所  
氏 名

年度 認定体験の機会における事業実績報告について

年 月 日付け仙台市（ ）指令第 号で認定を受けた 年度体験の機会に  
係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告いたします。

記

- 1 事業実績報告書
  - (1) 事業内容
  - (2) 実施日
  - (3) 利用者数
  - (4) 組織体制（事業実施、安全管理、建物・土地の維持管理等）
  - (5) その他実施に関する事項
  
- 2 収支実績

事故等発生報告書

※ 整理番号	
--------	--

年 月 日

仙台市長 殿

申請者 氏名 印  
住所

仙台市環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場の認定実施要綱第9条第3項の規定により、認定体験の機会の場の提供において事業の参加者及び実施者に生じた事故等について報告します。

体験の機会の場の名称及び所在地	
事故の概要	
被害状況	
対応等	
対策	
その他	

備考

- ※の欄には、記載しないこと。
- 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 記入欄は必要に応じて調整すること。また、欄が足りない場合は別添に代えることができる。

## 体験の機会場の認定取消通知書

仙台市（ ）指令第 号

様

年 月 日付で認定した体験の機会場について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 20 条の 6 第 2 項の規定に基づき、認定を取り消しましたので通知します。

なお、この決定に不服のある場合は、行政不服審査法第 6 条に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、仙台市長に対して異議申立てを行うことができます。

年 月 日

仙台市長

印

記

1 取消しの対象となる体験の機会場の名称及び事業の名称

2 取消しの理由

(参考様式1)

年 月 日

仙 台 市 長 殿

氏名 印  
申請者  
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則第9条第2項第3号に基づき、  
下記のとおり説明します。

記

申請者は(※)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第4項各号に規定する欠格条項には該当していません。

(参考)

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第4項

次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

- 1 第二十条の六第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 2 法人その他の団体であって、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうちに前号に該当する者があるもの

備考

- 1 ※の「申請者は」は、「私は」、「当財団は」、「当団体は」、「当社は」等と記載する。
- 2 申請者が法人その他の団体にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。



(参考様式2)

事業の内容	事業の目的等についてなるべく詳細に記述する。			
	参加者数	○人		
年度	事業の対象者	どのような者を対象とした事業か記述する。 (例えば「18歳以上」)		
	事業の場所	屋内 (○○事務所内) 屋外 (○○公園)		
	体験の機会について	体験活動のプログラム の内容	「体験プログラム等の名称・タイトル」 体験の内容について詳細に記載する。	
		所要時間	(記入例) ○○時間	
		指導者名	○○○○	
年度	参加者数			
	事業の対象者			
	事業の場所			
	体験の機会について	体験活動のプログラム の内容		
		所要時間		
指導者名				

(裏面に続く)

年度	参加者数			
	事業の対象者			
	事業の場所			
	体験の機会について	体験活動のプログラム の内容		
		所要時間		
		指導者名		

(参考様式3)

〇〇年度事業計画書

体験の機会について	体験活動のプログラムの内容	所要時間	指導者名	参加定員数	参加費用
	「体験プログラム等の名称・タイトル」 体験の内容について詳細に記載する。	〇時間	〇〇〇〇	〇〇名	〇〇円
	(記載例) 「〇〇〇〇〇」 〇〇・・・・	〇〇分	▲▲▲▲ (〇〇〇〇の指導の下にプログラムを実施)		
年間計画	別紙のとおり				

備考

- 1 事業実施者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(別紙)

年 間 計 画	
月 日	実 施 事 項
○月	○○○○○・・・
×月	×××・・・





(参考様式6)

従事者に関する事項

1	体験の機会の中で行う事業に従事する者の氏名	役割
	知識及び経験に関する説明(※1)	
	経験等の有無(※2)	指導方法(※3)
2	体験の機会の中で行う事業に従事する者の氏名	役割
	知識及び経験に関する説明(※1)	
	経験等の有無(※2)	指導方法(※3)
3	体験の機会の中で行う事業に従事する者の氏名	役割
	知識及び経験に関する説明(※1)	
	経験等の有無(※2)	指導方法(※3)
4	体験の機会の中で行う事業に従事する者の氏名	役割
	知識及び経験に関する説明(※1)	
	経験等の有無(※2)	指導方法(※3)

備考

- ※1 体験の機会の中で行う事業に関する経験や職歴を記載する。※2の分類の根拠がわかるように記載する。支援事業と無関係の学歴、職歴、経験は記載不要。
- ※2 施行規則第8条第1号第1項第6号の「認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業に3年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当するかどうか、以下の分類で記載する。
  - 施行規則第8条第1項第6号に規定する者の場合
  - 施行規則第8条第1項第6号に規定する「これと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当する場合
  - × ○及び○以外の者の場合
- ※3 ※2が「×」の場合、施行規則第8条第1項第6号の「指導の下に適切に行われるもの」に相当する指導の方法を記載する。

(参考様式6)

従事者に関する事項 (記載例)

1	体験の機会の中で行う事業に従事する者の氏名	役割
	〇〇 〇〇	全体統括
	知識及び経験に関する説明 (※1)	
	〇年 〇年～〇年 〇年～〇年	〇〇大学〇〇科卒業 〇〇事業の企画・立案 〇〇資格の取得
	経験等の有無 (※2)	指導方法 (※3)
◎		
2	体験の機会の中で行う事業に従事する者の氏名	役割
	×× ××	会計、経理
	知識及び経験に関する説明 (※1)	
	経験等の有無 (※2)	指導方法 (※3)
	○	
3	体験の機会の中で行う事業に従事する者の氏名	役割
	△△ △△	〇〇手引の作成 企業向け指導者のあっせん
	知識及び経験に関する説明 (※1)	
	経験等の有無 (※2)	指導方法 (※3)
	◎	
4	体験の機会の中で行う事業に従事する者の氏名	役割
	□□ □□	協働取組の調査研究
	知識及び経験に関する説明 (※1)	
	経験等の有無 (※2)	指導方法 (※3)
	×	(例えば「番号3の者の指導の下実施する」)

備考

- ※1 体験の機会の中で行う事業に係る経験や職歴を記載する。※2の分類の根拠がわかるように記載する。支援事業と無関係の学歴、職歴、経験は記載不要。
- ※2 施行規則第8条第1号第1項第6号の「認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業に3年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当するかどうか、以下の分類で記載する。
- ◎ 施行規則第8条第1項第6号に規定する者の場合
  - 施行規則第8条第1項第6号に規定する「これと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当する場合
  - × ◎及び○以外の者の場合
- ※3 ※2が「×」の場合、施行規則第8条第1項第6号の「指導の下に適切に行われるもの」に相当する指導の方法を記載する。



(参考様式7)

年 月 日

〇〇〇〇 (申請者氏名) 様

下記のとおり、認定の申請に係る体験の機会において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについて同意します。

体験の機会の名義及び所在地			
体験の機会で行う事業の内容			
体験の機会で行う事業の対象となる者の範囲			
体験の機会で行う事業のために当該体験の機会を提供する期間	年	月 日から	月 日まで

氏名  
申請者  
住所  
印

備考

- 1 事業実施者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(参考様式8)

年 月 日

## 誓 約 書

私（当法人・団体）は、下記の事項について誓約します。

### 記

- 1 認定体験の機会のある場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置を十分に講じること
- 2 認定体験の機会のある場で行う事業において事故や問題が生じたときは、市長にその概要について速やかに報告すると共に、自ら適切に対処すること
- 3 仙台市環境保全の意欲の増進に係る体験の機会のある場の認定実施要綱第9条の規定による報告もしくは資料の提出、又は調査を求められたときは、これに協力すること
- 4 宮城県暴力団排除条例を遵守すること

仙台市長 殿

住 所

氏 名

印